

韓国の生命保険産業における残余市場創設の可能性について

早稲田大学 崔 桓碩

1. はじめに

韓国における高齢者の貧困率はOECD加盟国に比較しても高い水準である。2011年基準で、OECD加盟国の高齢者貧困率の平均は13%であるが、韓国の場合は49%まで至っている。言い換えると、韓国では65歳以上人口の49%が相対的な貧困状態にあり、その中で26%である約150万人が絶対的な貧困状態にある。なお、早いスピードで伸展している高齢化は、高齢者の貧困率をさらに増加させ、所得不平等の問題などの社会問題をもたらす。

高齢者貧困層に対する公的セーフティネットとしては「国民年金¹」と「基礎年金²」の制度が存在するが、国民年金の場合は額が少ない³、年金の受給資格を持っていない人も多い。そして、基礎年金についても2014年から増額するなどの政策を行っているが、社会福祉費用の増加に伴う財政悪化の問題が話題となっている。現状に鑑みると、韓国社会における高齢者の貧困問題はさらに深刻になっていく中で、この2つの制度のみでは実際に必要な生活水準を維持するためには不十分である。

2. 問題意識

老後生活安定のための政策として、韓国では私的年金の活性化に関する議論が活発に行われている。たとえば、個人年金については、税制の優遇策を通じて加入を積極的に奨励している。そして、企業年金については、2016年から労働者300人以上の企業に対して義務付けており、2022年からはすべての企業にまで拡大して義務付ける予定である。しかし、65歳以上の中で、経済的に余裕の少ない高齢者は個人年金や企業年金への加入が困難であり、このような私的年金の活性化に関する議論は、高齢者の貧困問題を根本的に解決することができない。

¹ 韓国における「国民年金」制度は、1988年1月1日付で実施された。18歳以上の国民が一定期間加入し、60歳から年金をもらうのが基本システムである。

² 韓国では2008年1月から70歳以上の高齢者を対象に「基礎老齢年金」制度が実施された。2008年6月からは65歳以上に変更して実施された。年金受給額は所得に応じて決められるが、一人暮らしの高齢者が受け取る最高額は月99,900ウォン（約1万円）である。2014年7月からは「基礎年金」に名称を変更し、支給額を最大2倍である20万ウォン（約2万円）に増額した。

³ たとえば、月給208万ウォン（約20万円）の地域加入者が9%に該当する187,200ウォン（約18,000円）（職場加入者は、本人分担金の4.5%に該当する93,600ウォン（約9,000円））を年金保険料として40年間支払う場合、月々にもらう年金額は828,110ウォン（約80万円）である。20年間支払う場合は、430,930ウォン（約41万円）である。

3. 研究目的

高齢者の貧困問題について、私的保障制度として個別経済主体のリスクを除去・軽減してきた生命保険⁴はどのような役割を果たすことができるのか。本研究では、韓国社会における高齢者の貧困問題に着目し、生命保険産業が果たせる役割について分析したい。その基本的なフレームとして主に損害保険産業の分野で使われている「残余市場」の概念を用いて、韓国の生命保険産業における残余市場創設の可能性について検討する。

残余市場は、アメリカで発達しており、自動車保険を購入することができないリスクの高い人に対して、保険を提供することにより、無保険車の弊害を除去するために創設された制度である。形態別には、大きくAIP (Automobile Insurance Plan)、JUA (Joint Underwriting Association)、RF (Reinsurance Facility) の3つに分かれているが、低廉な保険料で構成されており、残余市場の運営コストは、マーケットシェアに応じて保険会社が分担することになっている⁵。

4. 残余市場の可能性について

残余市場の概念を韓国の生命保険産業に適用するためには以下のような課題がある。

1つは、アメリカの残余市場は自動車保険に関する制度であるため、無保険車事故に対する被保険者利益の問題が存在するが、本研究の目的である高齢者の貧困問題には事故発生⁴の性質が異なっている。そのため、残余市場創設に関する誘引策が必要となり、政府からの直・間接的な関与が求められる。

2つは、高齢者貧困層における重要なリスクは、死亡、疾病、障害など、保障の範囲が広い⁵ため、低廉な保険料の構成が難しい。そこで、契約者群を広げるために商品をシンプルに開発する必要がある。

3つは、運営コストに関して、アメリカの残余市場はマーケットシェアに応じて保険会社が分担することになっているが、本研究が目指している韓国での残余市場の制度は社会保障的な性格も有しているため、生命保険会社のみでの分担ではなく、官民パートナーシップの形態を通じた政府からのインセンティブが考えられる。

今回の学会では本研究の途中経過として、①韓国社会における高齢者の貧困問題、②韓国の生命保険産業における残余市場創設の必要性と可能性を中心に報告する。

⁴ 江澤雅彦(2007)「第2章保険の意義と仕組み」『保険論』(大谷孝一編著)成文堂、p. 21.

⁵ 堀田一吉(2006)『保険理論と保険政策』東洋経済新報社、pp. 145-146.